

函館市食品衛生責任者講習会実施要領

(目的)

第1 この要領は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第17第1号に規定する食品衛生責任者の資格および講習会等に係る必要な事項を定め、食品衛生責任者制度を円滑に運用することを目的とする。

(講習会の名称)

第2 講習会の名称は、次のとおりとする。

(1) 規則別表第17第1号ロ(3)に規定する講習会は、「函館市食品衛生責任者養成講習会」（以下「養成講習会」という。）とする。

(2) 規則別表第17第1号ハ(1)に規定する講習会は、「函館市食品衛生責任者実務講習会」（以下「実務講習会」という。）とする。

(講習会の内容)

第3 養成講習会および実務講習会の内容の詳細については、別表のとおりとする。

(講師の資格要件)

第4 第2各号に規定する講習会の講師は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項各号に規定する資格を有する者とする。

ただし、インターネットを利用した学習形態（eラーニング）により実施される場合は、この限りではない。

(指定講習会の実施計画)

第5 規則別表第17第1号ロ(3)および規則別表第17第1号ハ(1)に規定する市長の指定した講習会（以下「指定講習会」という。）の実施機関として指定された者（以下「指定実施機関」という。）は、毎事業年度、指定講習会に係る実施計画書を作成し、当該事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）市長に届け出なければならない。

2 前項に規定する実施計画書は、次の事項を記載したものでなければならない。

- (1) 講習会の開催場所
- (2) 開催期日および日程
- (3) 受講予定人員
- (4) 講習課目、時間数および講師
- (5) 講習会開催に関する周知方法

3 前項第4号の講師に係る事項は、講師の氏名および略歴を記載した書類ならびに第4に規定する要件を備えていることを明らかにした書類とする。

(指定講習会の休止および廃止)

第6 指定実施機関は、市長の承認を受けなければ、指定講習会を休止し、または廃止してはならない。

2 前項の規定による指定講習会の休止または廃止の承認申請は、別記第1号様式により行うものとする。

(報告書の提出)

第7 指定実施機関は、当該年度のすべての指定講習会を終了したときは、速やかに実施結果を別記第2号様式により市長に報告しなければならない。

(指定の取消し)

第8 市長は、指定実施機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 指定講習会の実施について不正の行為をした場合

(2) 指定講習会を適正かつ確実に行うことができないと市長が判断した場合
(修了証の交付等)

第9 指定実施機関は、指定講習会の所定の課程を修了した者に、修了証(養成講習会にあつては別記第3号様式、実務講習会にあつては第4号様式)を交付するとともに、指定講習会受講者に関する事項を記載した台帳(別記第5号様式)を作成し、保管しなければならない。

2 指定実施機関は、指定講習会の所定の課程を修了した者から修了証の破損もしくは紛失による再交付の申請を受けた場合は、当該修了証の再交付を行わなければならない。

(報告の聴取)

第10 市長は、指定実施機関に対し、指定講習会の実施に係る業務および経理の状況に関し、必要な報告を求め、または必要な指示をすることができる。

附 則

1 この要領は、平成17年10月7日から施行する。

2 この要領の施行前に北海道食品衛生責任者養成講習会を受講した者は函館市食品衛生責任者養成講習会を受講したものとみなす。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表に規定する講習会の必修課目および講習時間に係る規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

別表

| | 養成講習会 | 実務講習会 |
|-----------|--|---|
| 必修課目・講習時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生学 2.5 時間 ・ 食品衛生法 3 時間 ・ 公衆衛生学 0.5 時間 ・ 確認試験 — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生法規，食品衛生学等 1.5 時間 ・ 食品衛生に関する最新の知見等 0.5 時間 |
| 受講頻度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生責任者の資格にかかる有効期間は永年であるため，受講は1回限りとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定する営業許可の有効期間内に1回以上とする。 ・ なお，食品衛生法第68条第3項において準用する場合の受講の頻度は，同法第57条の規定による届出後，8年以内ごとに1回以上とする。 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則別表第17第1号ロに該当する者は，食品衛生責任者の資格があるため，養成講習会の対象者から除く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務講習会の対象となる食品衛生責任者について，市が実施・指定する実務講習会と同等以上の内容を有すると認められる講習会の受講を確認した場合は，実務講習会受講対象から除くものとする。 |

別記第1号様式（第6関係）

講習会休止（廃止）申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

団 体 所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

函館市食品衛生責任者講習会実施要領第6第2項の規定に基づき、函館市食品衛生責任者講習会の休止（廃止）について申請します。

記

- 1 講習会名
- 2 休止しようとする年月日または期間もしくは廃止しようとする年月日
- 3 休止または廃止の理由

別記第2号様式（第7関係）

講習会実績報告書

年 月 日

函 館 市 長 様

団 体 所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

函館市食品衛生責任者講習会実施要領第7の規定に基づき、指定講習会の実施結果について下記のとおり報告します。

記

- 1 名称
- 2 実施期日
- 3 実施場所
- 4 受講者数
- 5 修了証交付数
- 6 修了者一覧

別記第3号様式（第9関係）

養成第 号

食品衛生責任者養成講習会修了証

受講者氏名

年 月 日生

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロ（3）に規定する都道府県知事等が適正と認める講習会において、所定の課程を修了したことを証します。

記

1 受講年月日

2 受講地

年 月 日

指定実施機関名

代表者名 印

（年 月 日 函保生指定）

別記第4号様式（第9関係）

実務第 号

食品衛生責任者実務講習会修了証

受講者氏名

年 月 日生

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ハ（1）に規定する都道府県知事等が認める講習会において、所定の課程を修了したことを証します。

記

1 受講年月日

2 受講地

年 月 日

指定実施機関名

代表者名 印

（年 月 日 函保生指定）

